

衆議院安全保障委員会ニュース

【第 200 回国会】令和元年 10 月 24 日（木）、第 2 回の委員会が開かれました。

1 国の安全保障に関する件

・茂木外務大臣、河野防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）大野敬太郎君（自民）、佐藤茂樹君（公明）、本多平直君（立国社）、寺田学君（立国社）、重徳和彦君（立国社）、屋良朝博君（立国社）、赤嶺政賢君（共産）、下地幹郎君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

大野敬太郎君（自民）

- （1） 従来実務経験者を任用することが多かった防衛省参与に著名な学識経験者 3 名を任用した河野防衛大臣の狙い
- （2） 中東地域への自衛隊派遣の検討
 - ア これまで中東地域の平和と安定のために防衛省・自衛隊が行ってきた防衛協力・交流等の活動の内容及びその基本方針
 - イ 派遣に係る具体的な検討を開始した政府の目的及び当該ミッションの達成目標についての河野防衛大臣の見解

佐藤茂樹君（公明）

中東地域への自衛隊派遣の検討

- ア 派遣に係る具体的な検討を行うに至った経緯及び派遣の必要性
- イ 日本関係船舶の安全確保にとって重要な海域であるホルムズ海峡及びペルシャ湾を派遣部隊の活動範囲から除外する理由
- ウ 米国・イラン両国に緊張緩和を促すため我が国が仲介役として果たすべき外交努力についての茂木外務大臣の見解

本多平直君（立国社）

中東地域への自衛隊派遣の検討

- ア 中東地域の不安定化
 - a 中東地域の緊張を高めた責任の所在についての茂木外務大臣の見解
 - b 米国のイラン核合意からの離脱が中東の不安定化の要因の 1 つであるとの意見に対する茂木外務大臣の見解
- イ 本年 6 月 13 日にホルムズ海峡付近において日本の船舶会社が運航するタンカーが攻撃された事案
 - a 攻撃した犯人についての調査状況
 - b 当該タンカーの日章旗掲揚の有無
 - c 当該タンカーの日章旗掲揚の有無を外務省及び国土交通省が把握した時期
 - d 米国がイランの犯行であると主張する中での我が国の本事案に係る犯人像についての認識
 - e 本事案以外にも国か国以外の者の犯行かもわからない攻撃事案が複数発生している状況で防衛省設置法に基づく「調査・研究」の名目で自衛隊艦船を派遣することの是非
- ウ 派遣を検討している地域
 - a 当該タンカーが攻撃を受けた地点がオマーン湾に含まれているか否か
 - b オマーン湾及びイエメン沖がホルムズ海峡及びペルシャ湾に比べて安全であるとは言えない可

能性

- エ 防衛省設置法第4条第18号の「調査・研究」
 - a 同規定を根拠条文として不安定化した地域に自衛隊を派遣することの是非
 - b 同規定に基づく活動を公海以外において行う可能性
 - c 同規定を根拠条文とすることに対する与党内の批判的意見に対する河野防衛大臣の見解
 - d 同規定に基づく活動が防衛大臣の判断で地理的制限なくできるか否か
 - e 交戦中の地域にも同規定に基づき派遣できる可能性
- オ 森外務審議官のイラン訪問時における自衛隊派遣の検討に対するイラン側の反応及びこの件に触れた事実の有無
- カ 米国とイランが緊張関係にある中で米国寄りの姿勢で自衛隊を派遣することへのイラン側の受止めに対する河野防衛大臣の見解
- キ 「調査・研究」で得られた情報を他国と共有する可能性
- ク 我が国が保有する護衛艦の隻数及び現在の我が国周辺の安全保障環境の下で護衛艦を中東地域に派遣する余裕の有無
- ケ 海上警備行動の発令に国会承認が必要であるか否か

寺田学君（立国社）

- (1) 災害派遣現場における自衛隊員の食事、風呂及び寝床等に関する処遇を改善する必要性
- (2) 地上配備型イージス・システム（イージス・アショア）
 - ア 秋田市民・県民はもとより同市が地元である自民党議員までもが陸上自衛隊新屋演習場への配備は無理と考える状況に至った原因
 - イ イージス・アショア配備に関する再調査
 - a 再調査の結果で配備候補地である陸上自衛隊新屋演習場が適地でなくなる可能性
 - b 複数の箇所が適地と評価された場合における配備候補地の選定基準
 - c 同演習場に対する新たな調査の有無
 - ウ 遮蔽物の角度等に誤りがあった調査結果資料を河野防衛大臣が読んだか否か
 - エ イージス・アショアのレーダー（LMS SR）
 - a 電波環境調査において実際に配備される予定のレーダーが用いられたか否か
 - b 現在理論値として示されているレーダーのサイドローブ値（電波が漏れる値）について実際の導入に当たってもその安全性が保証されることが契約上担保されているか否か
 - c レーダー調達の公告を取り下げる必要性

重徳和彦君（立国社）

- (1) 外務大臣の外国訪問
 - ア 河野防衛大臣が前職の外務大臣時代に123か国・地域を訪問した成果についての同大臣の認識
 - イ 河野前外務大臣の外国訪問の成果に対する茂木外務大臣の評価
 - ウ 茂木外務大臣の今後の外国訪問の方針
 - エ 外務大臣の外国訪問が国会の委員会出席により制限されているという意見に対する河野防衛大臣の認識
- (2) 議員外交の重要性についての河野防衛大臣及び茂木外務大臣の見解
- (3) 北朝鮮情勢
 - ア 米朝首脳会談の成果についての茂木外務大臣の評価
 - イ 茂木外務大臣が所信で表明した米朝プロセスの後押しをどのように実施するかについての同大臣の認識

ウ 米朝首脳会談後の現在もなお、北朝鮮の核・ミサイル能力に本質的な変化は生じていない旨を表明した河野防衛大臣の所信の意図

エ 北朝鮮による弾道ミサイル発射に対して毎回同じ非難声明を出すのではなく、唯一の被爆国として我が国ならではの声明を出すべきとの考えに対する茂木外務大臣の認識

(4) イラン・中東情勢

ア 一連の日・イラン首脳会談等の具体的な内容及び成果

イ 米国が開催した「海洋安全保障イニシアティブ」についての説明会の参加国及び内容

ウ 同説明会において同イニシアティブの目的がイラン包囲網である旨の説明があったか否か

エ 自衛隊派遣の法的根拠が状況の変化次第では防衛省設置法上の「調査・研究」から自衛隊法上の「海上警備行動」に変更される可能性

オ 今回の自衛隊派遣事案に対応する法制の不備についての河野防衛大臣の認識

カ 「あらゆる事態への切れ目のない対応を可能とする」とした平和安全法制に不備があるとの考えに対する河野防衛大臣の見解

(5) 普天間飛行場の辺野古移設に対する河野防衛大臣の姿勢

屋良朝博君（立国社）

(1) 沖縄の米海兵隊の運用

ア 政府が想定している米海兵隊の増援が必要となる事態及びその発生場所

イ 有事の際の米海兵隊の増援部隊の兵力及び航空機の規模

ウ 韓国が想定される米軍の増援部隊の規模を国防白書で詳細に記述しているにもかかわらず我が国が明らかにしない理由

エ 米海兵隊の増援部隊に関する情報の米側からの入手の有無

オ 米海兵隊の基礎的なデータに基づいて沖縄の負担軽減を考える必要性についての河野防衛大臣の認識

(2) 普天間飛行場の機能移転

ア 有事の際の米海兵隊の増援部隊の受入先

イ 米海兵隊の来援機の受入機能を九州に移したことと地上部隊と航空部隊は不可分であると政府が説明してきたこととの整合性

ウ 地上部隊との連携訓練に必要なオスプレイの機数

エ 飛行訓練と地上部隊との連携訓練を分離して普天間飛行場の機能を分散させることにより沖縄の負担を軽減する案に対する河野防衛大臣の見解

オ 政治のリーダーシップを発揮して普天間飛行場の沖縄以外の移転先を探す必要性についての河野防衛大臣の見解

(3) 沖縄への基地の集中

ア 政府が国内の他の場所と比べて沖縄は地理的優位性が高いと判断している根拠

イ 平壤及び台北との距離の合計で見れば沖縄よりも九州の方が地理的優位性が高いのではないかとの指摘に対する河野防衛大臣の見解

ウ 沖縄への基地集中が米側の意向であるか否かについての河野防衛大臣の認識

エ 沖縄への基地の集中は日米両政府で協議して決めている旨の米側の説明に対する河野防衛大臣の見解

オ 米国による沖縄に基地を集中させるという主張の有無

赤嶺政賢君（共産）

(1) 在沖米軍基地建設の違法・不当性に関する歴史的経緯

- ア 1972年の本土復帰に際して沖縄県民が米軍基地に対して望んでいたものについての河野防衛大臣の認識
 - イ 返還交渉に際して屋良琉球政府行政主席（当時）が米軍基地の即時・無条件での全面返還を求める意見書を佐藤内閣総理大臣（当時）に提出したことに対する河野防衛大臣の認識
 - ウ 日米両政府が進めた沖縄返還は県民が望んだ復帰とはかけ離れたものであったとの河野防衛大臣の認識の有無
 - エ 占領下における米軍による私有財産の没収等に対する事実関係の調査及び責任の所在の追究を返還交渉に際して行ったか否か
 - オ 占領下に米軍が行った違法・不当な土地収用を日本政府が公用地暫定使用法の成立によって合法化したとの認識の当否
- (2) 本年9月29日の玉城沖縄県知事との会談の際に同知事から手交された要望書についての河野防衛大臣の認識
- (3) 本年8月27日に発生した普天間飛行場所属米軍ヘリCH-53Eの窓落下事案に関して原因が判明していないにもかかわらず政府が飛行停止を求めなかった理由

下地幹郎君（維新）

平成28年12月13日に発生した米軍普天間飛行場所属MV-22オスプレイの墜落事故関連

- ア 防衛省が事故原因の検証を行う必要性
- イ 海上保安庁の捜査に資するよう米軍の事故調査報告書の妥当性について防衛省が検証を行う必要性
- ウ 本事案における海上保安庁から防衛省への捜査協力要請の有無
- エ 日本側による検証の妨げとなっている「日米地位協定第17条10(a)及び(b)に関する合意議事録」の見直しの必要性
- オ 本事案の捜査において日米地位協定が障壁となったか否かについての茂木外務大臣の認識
- カ 米国側に捜査協力に応じるよう外務省が率先して要請する必要性